

公立大学法人大阪が徴収する料金の上限（案）

1 大阪府立大学にかかる料金の上限

- (1) 入学検定料、入学料及び授業料の上限額は別表第 1 のとおりとし、実験機器充実負担金及び実習充実負担金の上限額は別表第 1 の 2 のとおりとする。
- (2) 研修料の上限額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

イ 他の大学が研修員を実験を要する部門に派遣する場合	月額 34,020 円
ロ 他の大学が研修員を実験を要しない部門に派遣する場合	月額 17,010 円
ハ 大学以外のものが研修員を派遣する場合	月額 63,990 円
- (3) 学位論文審査料の上限額は、1 件につき 57,000 円とする。
- (4) 研究料の上限額は、研究員 1 名につき月額 36,660 円とする。
- (5) 研究推進機構に放射線又は放射性同位元素に関し照射、試験及び調査を依頼するときの手数料の上限額は、別表第 2 のとおりとする。
- (6) 研究推進機構の放射線施設を利用するときの使用料の上限額は、1 人 1 日につき 3,130 円とする。
- (7) 生命環境科学域附属獣医臨床センターの診察料等の上限額は、別表第 3 のとおりとする。
- (8) 心理臨床センターの面接料等の上限は、別表第 4 のとおりとする。
- (9) 大阪府立大学が交付する卒業証明書、修了証明書、成績証明書及び単位修得証明書の交付を受けるとき（在学する者がこれらの書類の交付を受ける場合を除く。）の手数料の上限額は、1 通につき 400 円とする。
- (10) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 105 条に規定する特別の課程（以下「特別の課程」という。）の受講者の選考手数料の上限額は、1 名につき 9,800 円とする。
- (11) 特別の課程の受講料の上限額は、1 時間につき 1,400 円とする。
- (12) 公開講座の受講料の上限額は、1 時間につき 1,420 円とする。
- (13) 実験用動物の飼育の手数料の上限額は、1 ケージにつき日額 3,560 円とする。
- (14) 大阪府立大学が所有する研究用の機器の利用料の上限額は、1 時間につき 26,480 円とする。

2 大阪市立大学にかかる料金の上限

- (1) イ 入学検定料、入学料及び授業料の上限額は別表第 5 のとおりとする。
 ロ 大阪市住民及びその子以外の者に係る入学料の上限額は、前号に掲げる金額の 20 割増しとする。
- (2) 大学院博士課程を修了しない者の博士の学位審査手数料の上限額は、1 件につき 57,000 円とする。
- (3) 医学部附属病院の使用料等

イ 診療を受ける者の入院料、手術料、投薬料その他の使用料の上限額は、「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 99 号）又は「公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法」（平成 4 年環境庁告示第 40 号）により算定した額（その診療について消費税及び地方消費税を課される場合においては、当該額に 100 分の 110 を乗じて得た額）とする。ただし、自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）の規定による損害賠償の対象となる診療に係る使用料の上限額は、当該算定した額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。
--

ロ 前号により算定し難い使用料の上限額は、厚生労働大臣の承認を得た額又は診療報酬の算定方法に準じて算出した実費相当額とする。

ハ 診断書、検案書又は証明書の手数料の上限額は、1通につき5,500円とする。

(4) 前各項に定めるもののほかに料金を徴収する必要がある場合 実費相当額

3 大阪府立大学工業高等専門学校にかかる料金の上限

(1) 入学検定料、入学料及び授業料の上限額は、別表第6のとおりとする。

(2) 大阪府立大学工業高等専門学校との共同研究を行うときの研究料の上限額は、研究員1名につき年額440,000円とする。

(3) 大阪府立大学工業高等専門学校が交付する卒業証明書、修了証明書、成績証明書、単位修得証明書及び調査書の交付を受けるとき（在学する者がこれらの書類の交付を受ける場合を除く。）の手数料の上限額は、1通につき400円とする。

別表第1 (1(1)関係)

区 分		入学検定料	入 学 料		授 業 料
			甲	乙	
学域又は学部		円 30,000	円 282,000	円 382,000	円 年額 535,800
大学院の研究科		30,000	282,000	382,000	同 535,800
科目等履修生	学域又は学部	9,800	28,200	38,200	1単位の額 14,800
	大学院の研究科	9,800	28,200	38,200	同 14,800
研究生	学域又は学部	9,800	84,600	114,600	月額 29,700
	大学院の研究科	9,800	84,600	114,600	同 29,700
特別聴講学生	学域又は学部	—	—	—	1単位の額 14,800
	大学院の研究科	—	—	—	同 14,800
特別研究学生	大学院の研究科	—	—	—	月額 29,700

備考 入学料の欄の甲に掲げる入学料は、入学の日の1年前から引き続き大阪府の区域内に住所を有する者又はその者の配偶者若しくは一親等の親族である者に、同欄の乙に掲げる入学料は、その他の者に適用する。

別表第1の2 (1(1)関係)

区 分	実験機器充実負担金	実習充実負担金
学域又は学部	円 年額 85,000	円 年額 100,000

別表第2 (1(5)関係)

区 分		単 位	金 額	加 算 額	
照射	放射線発生装置による場合	1 分間	円 37,080	照射の依頼者が照射証明書を必要とする場合 1 通につき 1,560 円	
	放射性同位元素による場合	1 時間	39,800		
非破壊検査	放射線発生装置による場合	10 分間	13,820	検査の依頼者がフィルムを必要とする場合 1 枚につき 3,970 円	
	放射性同位元素による場合		11,930		
機 器 測 定	放射能自動測定器、マルチチャンネル波高分析器、液体シンチレーションカウンタ又は低バックグラウンド放射能測定器による場合		1 時間	12,670	1 試料の調製について、試料を乾燥固化、溶解、粉碎その他の方法で加工する場合又はひょう量、浸漬等の前処理をする場合でそれに要する時間が 15 分間を超えるとき 超過 1 時間につき 5,750 円 2 試料の調製について特別に薬品、原材料等を必要とする場合 実費
	その他の機器による測定	地域連携研究機構において行う場合	1 件	16,330	
		事業所等において放射線の測定を行う場合	4 時間	23,150	事業所等に地域連携研究機構の職員を派遣するにつき旅費等を必要とする場合 公立大学法人大阪府立大学教職員旅費規程の規定により算出した旅費に相当する額
			超過 1 時間	7,220	

備考

- 1 時間の計算については、単位時間に満たない端数は、当該単位時間とする。
- 2 非破壊検査の場合における時間の計算については、当該検査のための照射時間による。
- 3 事業所等において放射線の測定を行う場合における時間の計算については、地域連携研究機構からの往復時間及び当該事業所等での準備に要する時間を含む。

別表第3 (1(7)関係)

(1) 診察料

項 目	金 額
初診料	円 3,030
再診料	1,670
往診料	1,770 円 (往診距離が片道 4 キロメートルを超えるときは、1,770 円にその超える距離 2 キロメートル (2 キロメートルに満たない端数は、2 キロメートルとする。) ごとに 510 円を加算した額)
滞在診料	1 時間 (1 時間に満たない端数は、1 時間とする。) につき 1,770 円

備考 滞在診料は、往診の診療時間が 2 時間を超えるときに限り、その超える時間について徴収する。

(2) 検査料

項 目	単 位	金 額
微生物検査	1 件	円 3,450

血液検査		11,300
糞便検査		1,560
体腔内検査		26,700
穿刺液・採取液検査		6,280
診断穿刺・検体採取		142,570
尿検査		3,130
機能等検査		62,850
病理組織検査		14,130
レントゲン検査		6,280円（続けて2回以上撮影するときは、6,280円に1回を超える回数1回ごとに1,250円を加算した額）
コンピューター断層撮影検査		46,820
眼検査		3,660
超音波検査		7,850
監視装置による検査		10,260
その他の検査		105,280

(3) 処置料

項 目	単 位	金 額
薬剤処置		円 3,660
洗浄	1 回	6,800
導尿		5,960
外傷処置		9,950
理学療法		43,680
その他の処置		22,830

(4) 調剤料 1剤7日分（7日分に満たない端数は、7日分とする。）につき830円

(5) 注射料

項 目	単 位	金 額
皮下注射	1 回	円 1,350
筋肉注射		1,350
その他の注射		6,480

(6) 薬剤料

農業災害補償法施行規則第33条第1項及び第34条の3第1項の診療その他の行為によって組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等（昭和30年農林省告示第778号。以下この号において「告示」という。）の薬価基準表に定める薬価（告示の薬価基準表によりがたい場合にあっては、実費）により算定した額を1.10で除した額に100分の110を乗じて得た額（その額が10円未満である場合においては10円とし、その額が10円以上である場合において、10円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。）

(7) 手術料

項目	単位	金額
頭部手術（整歯及び抜歯を含む。）	1回	円 88,830
頸部手術		59,910
胸部手術		100,460
腹部手術		133,250
泌尿器・生殖器・乳房手術		68,300
分娩手術		84,950
四肢手術		130,310
その他の手術		87,260

(8) 麻酔料 1回につき14,970円

(9) 医療材料料

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成20年厚生労働省告示第61号。以下この号において「告示」という。）の別表に定める価格（告示の別表によりがたい場合にあっては、実費）により算出した額を1.0162で除した額に100分の110を乗じて得た額（その額が10円未満である場合においては10円とし、その額が10円以上である場合において、10円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。）

(10) 文書料

項目	単位	金額
予防注射済証明書	1通	円 1,670
その他		3,230

(11) 検案料（解剖を伴わない検案に係るものに限る。） 1件につき5,330円

(12) 剖検料 1件につき24,820円

(13) 鑑定料 1件につき3,970円

(14) 入院料（飼料代を除く。）

区 分	単 位	金 額
通常入院 (30 キログラム以下の動物)	1 日	円 5,230
通常入院 (30 キログラムを超える動物)		8,680
その他の入院		7,630

(15) 指導料 15分につき 2,930 円

別表第 4 (1(8)関係)

項 目	単 位	金 額
受理面接	1 件	円 2,610
心理教育面接		2,080
遊戯面接		2,200
臨床心理面接		2,080
心理検査		3,660

別表第 5 (2(1)関係)

区 分	入学検定料	入学料	授業料
学生	円 30,000	円 222,000	円 年額 535,800
科目等履修生	9,800	22,200	1 単位の額 14,800
研修生	9,800	66,600	月額 29,700

別表第 6 (3(1)関係)

区 分	入学検定料	入学料	授業料
入学定員に係る学生	円 16,500	円 84,600	円 年額 234,600
聴講生	4,900	8,400	1 単位の額 6,200
研究生	4,900	25,100	月額 12,700